平成２３年（フ）第６４６９号
大阪市東淀川区菅原３丁目12番８号　植原マンション208号
債務者　宮﨑　　洋
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３３２号
大阪府豊中市長興寺南４丁目８番５号　ハイツキシマ２号館503号室、住民票上の住所福岡県北九州市八幡西区下上津役２丁目18番10号
債務者　湯本　彩子（旧姓大貝）
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４５８号
大阪市西区南堀江３丁目８番９―1005号、事業所所在地大阪市西区立売堀１丁目14番10―504号
債務者　フラットラインこと　鎌苅　泰成
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５２７号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目６番22号　アパートローレル707号、前住所奈良県生駒市あすか野南２丁目４番15号
債務者　池田　和典
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５７４号
大阪市阿倍野区三明町１丁目２番26―801号、前住所大阪市都島区高倉町３丁目４番24―1403号
債務者　松部　憲治
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５７６号
大阪市平野区加美南３丁目５番19―1008号
債務者　安黒　絢加
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６０２号
大阪府東大阪市吉田５丁目16番４号
債務者　南口　町子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６２２号
大阪府交野市私市１丁目31番９―202号
債務者　下大迫繁己
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６３２号
大阪府吹田市津雲台６丁目20番D93―406号
債務者　菅沼　　章
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７４９号
大阪府枚方市長尾峠町19番１号
債務者　小山　栖子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８０６号
大阪市港区三先２丁目１番11号
債務者　弘瀬　孝志
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８０９号
大阪府東大阪市三島１丁目５番20号　珊瑚交通内、前住所大阪府東大阪市菱江１丁目27番27号
債務者　山野　弘一
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８１７号
大阪府寝屋川市木田町４番13号
債務者　北野　和代
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８００５号
大阪府豊中市服部寿町１丁目11番14―704号
債務者　湯浅　茂二
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１１４号
大阪府東大阪市長田中１丁目３番28―102号
債務者　岡本　　梓
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１２６号
大阪市西成区南津守４丁目５番３号　フレンドハイツ101号
債務者　平　　幸和
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１４３号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目15番１―310号
債務者　濵野　幸伸
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

第明治三十二種郵便物認可